

三鷹市国民健康保険条例の一部改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令の公布により、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割額及び所得割額を減額することに伴い、三鷹市国民健康保険条例の一部改正案を令和5年第4回市議会定例会に提出する予定です。

1 概要

出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置については、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額することとなり、出産被保険者の出産予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及均等割額を減額することとなります。

2 主な改正内容

- (1) 国民健康保険税の減額
法規定の新設にあわせて新設します。
- (2) 出産被保険者に係る届出減額期間
法規定の新設にあわせて新設します。

3 減免分に係る財源負担

国 1 / 2、東京都 1 / 4、市 1 / 4

4 施行期日

令和6年1月1日